

令和3年度答申第44号
令和3年10月25日

諮問番号 令和3年度諮問第45号（令和3年10月7日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 障害者の雇用の促進等に関する法律59条1項に基づく督促に関する
件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）59条1項の規定に基づき、障害者雇用納付金及び追徴金の督促（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 障害者の雇用に関する事業主の責務

障害者雇用促進法37条（平成25年法律第46号（以下「平成25年改正法」という。）による改正（平成30年4月1日施行）前のもの）は、全ての事業主は、身体障害者又は知的障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、

進んで身体障害者又は知的障害者の雇入れに努めなければならないと規定している。

(2) 給付金関係業務

障害者雇用促進法49条1項（平成25年改正法による改正前のもの）は、厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、事業主に対する障害者雇用調整金及び助成金の支給、事業主からの障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）の徴収等の業務（以下「納付金関係業務」という。）を行うと規定している。

(3) 納付金の徴収及び納付義務

障害者雇用促進法53条1項（令和元年法律第36号による改正（同年6月14日施行）前のもの）は、機構は、事業主に対する障害者雇用調整金及び助成金の支給に要する費用等に充てるため、その雇用する身体障害者又は知的障害者の数（以下「雇用障害者数」という。）が法定雇用障害者数（その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数をいう。以下同じ。）未満の事業主から、毎年度、納付金を徴収すると規定し、同条2項は、事業主は、納付金を納付する義務を負うと規定している。

(4) 納付金の額

ア 障害者雇用促進法54条1項は、事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額とすると規定している。

イ 障害者雇用促進法54条2項（平成25年改正法による改正前のもの。以下同じ。）は、アの調整基礎額は、事業主がその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た額に達するまでの数の身体障害者又は知的障害者である者を雇用するものとした場合に当該身体障害者又は知的障害者である者一人につき通常必要とされる1月当たりの特別費用（身体障害者又は知的障害者である者を雇用する場合に必要な施設又は設備の設置又は整備その他の身体障害者又は知的障害者である者の適正な雇用管理に必要な措置に通常要する費用その他身体障害者又は知的障害者である者を雇用するために特別必要とされる費用をいう。）の額の平均額を基準として、政令で定める金額とすると規定している。

これを受けて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「障害者雇用促進法施行令」という。）17条は、上記の調整基礎額は、5万円とすると規定している。ただし、平成27年4月1日から、納付金を納付すべき事業主の範囲が常時雇用労働者数201人以上の事業主から101人以上の事業主へと拡大された（平成20年法律第96号（以下「平成20年改正法」という。）による障害者雇用促進法附則4条1項の改正）ことを受けて、その経過措置として、常時雇用労働者数101人以上200人以下の事業主に係る障害者雇用促進法54条2項の適用については、同項中「、政令で定める金額」とあるのは、「政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額」とするとされ（平成20年改正法附則3条1項）、平成27年度から令和元年度までの納付金に係る上記の調整基礎額は、4万円とするとされている（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第104号）附則2条2項）。

ウ 障害者雇用促進法54条3項（平成25年改正法による改正前のもの）は、ア及びイの基準雇用率は、労働者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めると規定している（なお、基準雇用率（障害者雇用促進法施行令18条）は、障害者雇用率（障害者雇用促進法施行令9条）と同率に定められている。）。

エ 障害者雇用促進法55条1項（平成25年改正法による改正前のもの）は、前条1項の場合において、当該事業主が当該年度において身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用しており、かつ、同条2項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該事業主の雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条1項の規定により算出した額に達しないときは、当該事業主が納付すべき納付金の額は、同項の規定にかかわらず、その差額に相当する金額とすると規定している。

オ 上記アからエまでの規定により、常時雇用労働者数101人以上200人以下の事業主に係る納付金の額は、次の算式により算出される。

$$\text{納付金の額} = (A - B) \times 4 \text{万円}$$

A：前年度の各月ごとの初日における法定雇用障害者数の年度合計数

B：前年度の各月ごとの初日における雇用障害者数の年度合計数

(5) 納付金の納付等

ア 障害者雇用促進法56条1項は、事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申告書（以下「障害者雇用納付金申告書」という。）を翌年度の初日から45日以内に機構に提出しなければならないと規定し、同条2項は、事業主は、前項の申告に係る額の納付金を障害者雇用納付金申告書の提出期限までに納付しなければならないと規定している。

イ 障害者雇用促進法56条3項（平成25年改正法による改正前のもの。以下同じ。）は、障害者雇用納付金申告書には、当該年度に属する各月ごとの初日における各事業所ごとの労働者の数及び身体障害者又は知的障害者である労働者の数その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類（以下「障害者雇用状況等報告書」という。）を添付しなければならないと規定している。

ウ 障害者雇用促進法56条4項は、機構は、障害者雇用納付金申告書の記載に誤りがあると認めたときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知をすると規定している。

エ 障害者雇用促進法56条5項は、上記ウによる納入の告知を受けた事業主は、上記アの申告に係る納付金の額が上記ウにより機構が決定した納付金の額に足りないときは、その不足額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならないと規定している。

(6) 追徴金の徴収

障害者雇用促進法58条1項は、機構は、事業主が上記(5)のエによる納付金の不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収すると規定し、同条3項は、機構は、同条1項の規定により追徴金を徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならないと規定している。

これを受けて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「障害者雇用促進法施行規則」という。）31条は、機構は、障害者雇用促進法58条1項の規定により追徴金を徴収する場合には、同条3項に規定する通知を発する日から起算して30日を経過した日を納付期限と定め、納付すべき追徴金の額及びその算定の基礎と

なる事項並びに納付期限を通知しなければならないと規定している。

(7) 徴収金の督促

障害者雇用促進法59条1項は、納付金及び追徴金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならないと規定し、同条2項は、前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発し、この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならないと規定している。

(8) 納付金関係業務調査

障害者雇用促進法52条1項（平成25年改正法による改正前のもの。以下同じ。）は、機構は、障害者雇用促進法49条1項10号に掲げる納付金の徴収業務に関して必要な限度において、事業主に対し、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成28年6月6日、処分庁に対し、障害者雇用促進法56条1項の規定に基づき、平成27年度に係る納付金の額等を記載した障害者雇用納付金申告書（以下「本件申告書」という。）を提出した。本件申告書には、納付金の額が「0円」と記載され、障害者雇用状況等報告書として「障害者雇用状況等報告書（Ⅰ）」及び「障害者雇用状況等報告書（Ⅱ）[短時間労働者以外の常用雇用労働者用]」（以下これらの報告書を併せて「本件報告書」という。）が添付されていた。

（平成28年度障害者雇用納付金申告書（本件申告書））

- (2) 処分庁は、平成29年7月14日、審査請求人に対し、障害者雇用促進法52条1項の規定に基づき、納付金関係業務調査（以下「本件調査」という。）を行ったところ、本件申告書の記載内容に誤りがあり、審査請求人について納付金の納付が必要であることが判明した。

そこで、処分庁は、障害者雇用促進法56条4項及び58条1項の規定に基づき、審査請求人が納付すべき納付金の額を「48万円」、追徴金の額を「4万8,000円」と決定し、平成30年6月4日付けで、審査請求人に対し、障害者雇用促進法56条4項及び58条3項の規定に基づき、上記納付金に係る納入告知書（納付期限：送達日から15日目の日）及び

上記追徴金に係る通知書（納付期限：同年7月4日）を送付した。

（平成29年度（平成28年度申告分）納付金算定調査書、「障害者雇用納付金関係業務調査の結果について」と題する書面、納付金納入告知書、追徴金通知書）

- (3) しかし、審査請求人が納付期限までに上記(2)の納付金及び追徴金を納付しなかったため、処分庁は、平成31年2月25日付けで、審査請求人に対し、障害者雇用促進法59条1項の規定に基づき、上記(2)の納付金及び追徴金を同年3月31日までに納付するよう督促（本件処分）をした。

（督促状、納付書）

- (4) 審査請求人は、平成31年4月15日、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和3年10月7日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、理由説明書）

3 審査請求人の主張

- (1) 受理された本件申告書について調査が行われたが、本件申告書の提出時には、根拠資料の添付は求められず、また、何らの指導もなかった。その時点で指摘があれば、修正対応することができた。

- (2) 審査請求人は、障害者の雇用には決して後ろ向きではなく、積極的に障害者を雇用している。審査請求人が障害者の雇用に可能な範囲で最大限の努力をしているにもかかわらず、簡易な通告のみでされた本件処分には、承服し難い。

- (3) したがって、本件処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件処分は法令等に則った正当なものであり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、本件申告書の提出時に、根拠書類の添付を求められず、また、何らの指導もなかったが、その時点で指摘があれば、修正対応することができたと主張する。

障害者雇用促進法によれば、事業主は、納付金を納付する義務を負い、障害者雇用納付金申告書及び障害者雇用状況等報告書を翌年度の初日から

45日以内に機構に提出しなければならないとされている（53条2項、56条1項及び3項）。本件では、審査請求人は、処分庁に対し、本件申告書と本件報告書を提出しているから、処分庁が審査請求人に対し上記以外の書類の提出を求める必要はない。また、障害者雇用促進法には、事業主からの障害者雇用納付金申告書の提出時に、機構が事業主に対し何らかの指導をすべき旨の規定はない。さらに、本件申告書の記載の誤りは、障害者の実労働時間等についての誤りであり、当該誤りは、処分庁は認識することができないのに対し、審査請求人は認識することが可能である。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (2) 審査請求人は、積極的に障害者を雇用して、障害者の雇用に可能な範囲で最大限の努力をしているにもかかわらず、簡易な通告のみでされた本件処分には承服し難いと主張する。

しかし、納付金の制度は、障害者雇用に係る事業主間の経済的負担を調整するための制度であるから、障害者雇用促進法は、法定雇用障害者数を達成していない事業主には、障害者を雇用することができない事情にかかわらず、納付金を納付する義務があるとしている（53条2項、54条1項）。そして、障害者雇用促進法によれば、機構は、障害者雇用納付金申告書の記載に誤りがあるときは、納付金の額を決定して事業主に納入の告知をし（56条4項）、追徴金を徴収するため、追徴金の額等を通知する（58条3項）とし、納付金及び追徴金の納付がされないときは、督促状で期限を指定して督促しなければならない（59条1項及び2項）とされている。本件では、処分庁は、審査請求人に対し、障害者雇用促進法の上記規定に従い、納付金に係る納入告知書、追徴金に係る通知書並びに納付金及び追徴金に係る督促状を送付しているのであって、簡易な通告のみで本件処分をしたとはいえない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (3) 以上のとおり、本件処分は、法令に基づき適切にされたものであり、違法又は不当なものとは認められない。

したがって、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（審査庁）：平成31年4月15日
審理員の指名：令和2年1月15日
（本件審査請求の受付から9か月）
反論書の提出期限：同年4月2日
審理員意見書の提出：同年12月23日
（反論書の提出期限から約8か月半）
本件諮問：令和3年10月7日
（審理員意見書の提出から約9か月半、本
件審査請求の受付から約2年5か月半）

- (2) そうすると、本件では、①本件審査請求の受付から審理員の指名までに9か月、②反論書が提出されずにその提出期限を徒過して審理員意見書が提出されるまでに約8か月半、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約9か月半を費やした結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年5か月半もの長期間を要している。上記①から③までの各手続に上記の各期間を要したことについては、特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性について

- (1) 処分庁が本件処分をした経緯は、上記第1の2の(1)から(3)までのとおりであり、本件処分は、障害者雇用促進法の関係規定に従ってされたものであることが認められる（なお、処分庁の決定した納付金及び追徴金の額が適正であるかについては、後に判断する。）。

審査請求人は、本件申告書の提出時に、根拠資料の添付を求められず、また、何らの指導もなかったが、その時点で指摘があれば、修正対応することができたと主張する（上記第1の3の(1)）。しかし、障害者雇用促進法によれば、事業主が納付金の申告の際に提出を義務付けられているのは、障害者雇用納付金申告書と障害者雇用状況等報告書のみである（56条1項及び3項）。そして、障害者雇用促進法には、納付金の申告の際に、機構が、事業主に対し、上記以外の書類の提出を求めたり、何らかの指導をしたりすることができるという規定はない。したがって、審査請求人の上記主張は、その前提を欠き、採用することができない。

また、審査請求人は、積極的に障害者を雇用して、障害者の雇用に可能な

範囲で最大限の努力をしているにもかかわらず、簡易な通告のみでされた本件処分には承服し難いとも主張する（上記第1の3の(2)）。本件処分が「簡易な通告のみでされた」との趣旨が明らかではないが、本件処分は、上記のとおり、障害者雇用促進法の関係規定に従ってされたものである。したがって、審査請求人の上記主張も、採用することができない。

そうすると、処分庁が、本件申告書の記載内容に誤りがあり、審査請求人について納付金の納付が必要であるとして、本件処分をしたことについては、違法又は不当な点は認められない。

- (2) 次に、処分庁の決定した納付金及び追徴金の額が適正であるかについて検討する（なお、本件審査請求に係る諮問説明書及び審理員意見書によると、この点について審査庁及び審理員が検討した形跡がうかがわれない。）。

常時雇用労働者数101人以上200人以下の事業主に係る納付金の額は、「 $(A - B) \times 4$ 万円」の算式により算出される（上記第1の1の(4)のオ）。

本件申告書及び本件報告書によれば、常時雇用労働者数101人以上200人以下の事業主である審査請求人は、平成27年度に係る納付金の申告において、障害者である二人の労働者（「P」と「Q」）は、いずれも「短時間労働者以外の常用労働者（常用雇用労働者のうち、週所定労働時間が30時間以上の労働者をいう。）」であり、その場合には一人を一人として納付金の額を計算するから、「平成27年度の各月ごとの初日における雇用障害者数の年度合計数（B）」は、24人となり、「平成27年度の各月ごとの初日における法定雇用障害者数の年度合計数（A）」と同じ人数になるとして、納付金の額を「0円」（ $= (A(24) - B(24)) \times 4$ 万円）とする本件申告書を提出したことが認められる。

しかし、本件調査の結果、上記二人の労働者は、いずれも「短時間労働者（週所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいう（障害者雇用促進法43条3項（平成25年改正法による改正前のもの）、平成6年労働省告示第12号、同年3月8日付け職発第116号労働省職業安定局長通達）。）」であることが判明した（平成29年度（平成28年度申告分）納付金算定調査書、令和3年10月19日付けの審査庁の事務連絡）。そうすると、一人を0.5人として納付金の額を計算することになる（障害者雇用促進法54条4項において準用する障害者雇用促進法43条8項、

障害者雇用促進法施行規則6条)から、「平成27年度の各月ごとの初日における雇用障害者数の年度合計数(B)」は、12人となり、納付金の額は、「48万円」(=(A(24)-B(12))×4万円)となる。

したがって、処分庁が審査請求人の納付すべき納付金の額を「48万円」と決定したことは、適正である。

そして、追徴金の額は、納付すべき納付金の額に100分の10を乗じて得た額とされている(障害者雇用促進法58条1項)から、処分庁が審査請求人の納付すべき追徴金の額を「4万8,000円」と決定したことも、適正である。

- (3) 上記(1)及び(2)で検討したところによると、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

- (1) 審査庁における審理の在り方について

本件では、審査庁及び審理員が処分庁の決定した納付金及び追徴金の額が適正であるかについて検討した形跡がうかがわれない(上記2の(2))。これは、処分庁が、弁明書において、上記の納付金及び追徴金の額は適正に算出されていて誤りがない旨の弁明をしていないためではないかと考えられるが、このような処分庁の弁明内容に依存した検討しかしていない本件の審理は、審査庁及び審理員が本来すべき調査検討を尽くしていないといわざるを得ない。

- (2) 追徴金通知書の記載内容について

障害者雇用促進法施行規則31条によれば、追徴金通知書には、「納付すべき追徴金の額」及び「その算定の基礎となる事項」並びに「納付期限」を記載しなければならないとされている。しかし、本件で審査請求人に送付された追徴金通知書には、「納付すべき追徴金の額」及び「納付期限」は記載されているが、「その算定の基礎となる事項」は記載されていない。機構においては、追徴金通知書の様式を障害者雇用促進法施行規則31条の規定に即したものに速やかに改正する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原				優
委	員	野	口	貴	公	美
委	員	村	田	珠		美